

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例(素案)

プラスチックは、その優れた汎用性、実用性から私たちの生活に密着し、私たちもまた、プラスチックの利便性に依存してきた。結果として、多くの使い捨てプラスチックが私たちの暮らす環境を汚染する一因となり、海洋プラスチック汚染という地球規模の環境汚染へとつながっている。

そこで、亀岡市は、亀岡市議会とともに「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を発し、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロを実現するために、まずは、私たちの日常生活に最も密着したプラスチック製レジ袋の提供を禁止することで、プラスチックの利便性に依存してきた生活を見直すとともに、川、海へとプラスチックごみを流さない意識のつながりの構築、さらにはごみの減量に取り組んでいく方向性を示したところである。

そして、こうした取り組みが、環境と経済、社会の統合的な成長を目指す「地域循環共生圏」の創造へと展開するとともに、市民一人一人のシビックプライドを喚起し、豊かな自然環境を活かした地域ブランドの確立を促すことで、地域経済の成長やライフスタイルの変化をもたらし、市民が良好な環境のもと安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現へとつなげていくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、プラスチック製レジ袋の提供を禁止する取組みの推進に関し、必要な事項を定めることにより、使い捨てプラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるとおりとする。

- (1) プラスチック製レジ袋 事業所等において、販売された商品を運搬するために提供されるプラスチック製の袋をいう。ただし、生分解性の袋を除く。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う法人、団体または個人をいう。
- (4) 事業所等 事業所、事務所または店舗をいう。
- (5) 生分解性の袋 土壌環境及び水環境のいずれでも自然界に存在する微生物の働きにより最終的に二酸化炭素と水に分解される性質を有するバイオマスプラスチックの袋及び紙製の袋並びに新技術により製造される袋であって市長が特に必要と認める袋をいう。
- (6) プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組み プラスチック製レジ袋の提供禁止及び生分解性の袋の無償配布禁止等の実施により、使い捨てプラスチックごみゼロの実現を目指す取組みのことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組みの推進を図るために必要な措

置を講じなければならない。

- 2 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組みに関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- 3 市は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組みに協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所等においてプラスチック製レジ袋を有償無償問わず、提供してはならない。

- 2 事業者は、生分解性の袋であっても無償で提供してはならない。
- 3 事業者は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(協力関係の構築)

第6条 市、市民等及び事業者は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組みについて、相互に連携を図りながら協力関係を構築し、使い捨てプラスチックごみのない持続可能なまちづくりに努めなければならない。

(市の支援)

第7条 市は、市民等及び事業者がプラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組みを行うために必要な支援を行うことができる。

(効果の検証)

第8条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組みによる効果を検証するために必要な調査を実施し、現状把握に努めなければならない。

(指導及び助言)

第9条 市長は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組みを推進するため、市民等及び事業者に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査等)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し必要な報告を求め、市の職員に、事業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる(以下、「立入調査等」という。)

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、事業者が第5条第1項及び第2項に違反した場合は、当該事業者に対し、期限を定めて、その是正のために必要な措置をとることを勧告することができる。

(違反者の公表)

第12条 市長は、第10条第1項による立入調査等を拒みまたは虚偽の報告をしたとき及び前条の勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の公表をする場合には、あらかじめ、公表にかかる事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、2020年(令和2年)8月1日から施行する。

(検討)

第2条 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。